

## 琵琶湖博物館環境学習センター公式 X 運用ポリシー

### (目的)

第1条 この要領は、琵琶湖博物館環境学習センターが X (旧 Twitter) を県民への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X X Corp. がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
- (2) アカウント X 上において、コンテンツを管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (3) 公式アカウント 琵琶湖博物館環境学習センターが運用するアカウントをいう。

### (運用管理者)

第3条 公式アカウントの運用管理は環境学習・交流係長 (以下、「運用管理者」という。) が行う。

2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 公式アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示
- (2) 公式アカウント情報やパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

### (投稿者)

第4条 公式アカウントへの投稿は、管理責任者が指定した職員が行う。

### (掲載情報)

第5条 公式アカウントでは次に掲げる情報を提供する。

- (1) 環境学習に関する情報
- (2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 琵琶湖博物館が別途定める「琵琶湖博物館ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

### (禁止事項)

第6条 公式アカウントでは、次の各号に該当する利用者からのコメントおよび投稿 (以下「コメント等」という。) を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの

(9) わいせつな表現を含むもの

(10) 掲載記事と無関係のもの

(11) (1) から (10) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

2 利用者からのコメント等について、管理責任者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなく、コメント等の全部または一部を削除する。

(著作権)

第7条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウント運用者の明示)

第8条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県ホームページに明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「琵琶湖博物館ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

(免責事項)

第9条 滋賀県は、公式アカウントに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

2 滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(アカウントの廃止)

第10条 情報の更新がなく6か月を経過した場合は、公式アカウントを廃止する。ただし、6か月経過後も公式アカウントを存続させる必要がある場合は、情報更新の終了を発表するものとし、その翌年度末までに廃止する。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項は琵琶湖博物館長が別に定める。

付則

本要領は令和3年4月1日から施行する。

本要領は令和6年1月16日から施行する。